

**阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託
特記仕様書**

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、池田市が委託する「阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託」の履行に適用するものとする。

第2条 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和6年3月31日までとする。

第3条 業務の目的

阪急池田駅周辺は市内の主要交通拠点であり、現在策定を進めている「池田市バリアフリー基本構想」において重点整備地区への位置付けを予定しているほか、「池田市グリーンインフラ推進計画」においても重要拠点に位置付けており、駅周辺の安全性や交通結節機能のほか市民サービス機能や滞在快適性の更なる向上が求められるエリアである。さらに本市では駅周辺の居心地の良い空間づくりのために、令和3年度から池田駅周辺エリアにおける官民連携のエリアプラットフォームを構築し、阪急池田駅を中心としたまちなかウォークブルの推進やエリア価値向上をめざしている。特に駅南広場（以下、せせらぎモール）ではR4年度から社会実験を実施しており、その成果を踏まえてR6年度以降に先行して再整備を行うことを予定している。

本業務は、阪急池田駅を多様な人材の集積や投資を惹きつけるまちづくりの核として位置づけ、まちなかウォークブルの推進やエリア価値向上に資する施設として、阪急池田駅周辺の基本計画策定及びせせらぎモールの詳細設計を行うものである。再整備にあたっては、エリアプラットフォームをはじめ沿道地権者等の関係機関との協議を踏まえ、使う側の視点に立ったハード整備や持続可能な官民連携まちづくりの実現性を考慮した管理運営方法等についても検討を行うこととする。

第4条 主任技術者

1. 受注者は本業務における主任技術者を定め、監督職員に通知するものとする。

主任技術者は、契約図書に基づき、本業務の全体にわたる技術管理を行うとともに、監督職員と常に密接な連絡をとり、本業務の円滑な進捗を図るものとする。

主任技術者となる者は、直接かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上ある社員であり、次に掲げる全ての要件を満たすものであること。

- ① 次のいずれかに該当すること。

- a 技術士総合技術管理部門

- b 技術士建設部門（都市及び地方計画）

- ② 過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、駅前広場の基本計画又は基本設計又は実施設計に係る業務に携わったことがあること。

2. 主任技術者は原則として変更できない。但し、病休、退職等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者とするものとし、監督職員と協議を行うものとする。

第5条 照査技術者

受注者は本業務における照査技術者を定め、監督職員に通知するものとする。

照査技術者となるものは、次のいずれかに該当すること。（ただし、総括責任者との兼任は認めない。）

- a 技術士総合技術監理部門
- b 技術士建設部門（都市及び地方計画）またはR C C M（都市及び地方計画）

第6条 担当技術者

受注者は本業務における担当技術者を定め、監督職員に通知するものとする。担当技術者となるものは、次に掲げる要件を満たすものであること。

担当技術者①

技術士 上下水道部門（下水道）またはRCCM（下水道）の資格を有する者を1名配置すること。

担当技術者②

過去5年間（平成30年度～令和4年度）において、駅前広場の基本計画又は基本設計又は実施設計に係る業務に携わったことがある者を1名配置すること。

第7条 諸手続

本業務の実施に伴い必要となる官公署等への諸手続は、監督職員の承諾を得て、受注者の責任において速やかに行わなければならない。

第8条 準拠する法令等

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等（最新版）に準拠して行うものとする。

- ① 都市計画法
- ② 都市再生特別措置法
- ③ 池田市都市計画マスタープラン
- ④ 第7次池田市総合計画
- ⑤ 池田市緑の基本計画
- ⑥ 池田市地域公共交通計画
- ⑦ 池田市バリアフリーマスタープラン
- ⑧ その他関係法令、通達、指針、条例、計画等

第9条 業務計画書作成

受注者は、契約後速やかに業務実施体制を整えて、業務上必要な資料収集をしたうえで業務計画書を作成し監督職員に提出するものとする。業務計画書には下記事項を記載するものとする。

- 1. 業務内容
- 2. 実施方針
- 3. 業務実施体制

4. 業務工程
5. 打合せ計画
6. 連絡体制（緊急時含む）
7. その他 監督職員の指示するもの

第10条 協議打合せ等

受注者は業務実施期間中において、発注者と打合せを綿密に行い、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。

受注者は監督職員が求めた場合は、業務に関する打合せをしなければならない。

第11条 資料の貸与

本業務に必要と認められる資料は、協議により受注者に貸与するものとする。

受注者は、貸与された資料について責任を持って保管し、紛失、汚損等を生じないように十分注意するとともに、業務終了後、速やかに監督職員へ返却するものとする。

第12条 疑義

本仕様書に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と受注者が協議を行い、決定するものとする。

第13条 秘密の遵守

受注者は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、発注者の許可無く他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第14条 損害賠償

本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者は一切の責任を負い、発注者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、監督職員の指示に従うものとする。

第15条 個人情報の取扱いに関する基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利、利益を侵害することのないよう、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切管理の為に必要な措置を講じなければならない。

① 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

② 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理する為に個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

③ 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、目的外利用の為に個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④ 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

⑤ 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示または承諾があるときを除き、個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱いを伴う事務を再委託してはならない。

⑥ 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、または受注者が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後または解除後、速やかに発注者に返却し、または引き渡さなければならない。ただし、監督職員が廃棄または消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

第16条 ウイルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

第17条 提出書類

受注者は本業務を実施するにあたり、次の書類を監督職員に提出し、承認を得るものとする。

- ① 着手届
- ② 業務計画書
- ③ 総括責任者・照査技術者・担当技術者届及び経歴書
- ④ その他、本市が業務上必要と認める書類

第2章 業務内容

第18条 阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託

1. 阪急池田駅駅前広場基本計画

1-1. 上位計画のとりまとめ

駅周辺の基本計画の検討にあたっては、上位計画と整合がとれた計画づくりを行うことが重要である。本市では阪急池田駅周辺を中心とした公共空間再編事業の実行計画（阪急池田駅周辺地区(2期)都市再生整備計画、池田市グリーンインフラ推進計画等）の策定・実現に向けた取り組みを進めており、それらの計画の実現に向けたとりまとめを行う。

1-2. 駅北広場再整備案デザイン検討

主な設計対象は阪急池田駅周辺（駅北空間約 9300 m²）とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・駅周辺の交通計画検討
- ・バリアフリー動線の検討
- ・必要な機能整理と導入施設の仕様検討
（休憩施設（ベンチ・東屋等）、駐輪施設、サイン等）
- ・整備コンセプトおよび KPI の検討
- ・各施設のレイアウトおよびデザイン検討・与条件の確認及び調査
- ・イメージパース作成（3枚程度想定）

1-3. 駅南広場再整備案デザイン検討

主な設計対象は阪急池田駅周辺（駅南空間約 4600 m²（一部民間敷地含む））とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・駅周辺の交通計画検討
- ・バリアフリー動線の検討
- ・駅前広場の交通施設レイアウト検討（将来的なモビリティの導入検討含む）
- ・必要な機能整理と導入施設の仕様検討
（休憩施設（ベンチ・東屋等）、耐震性貯水槽、駐輪施設、水景施設、サイン等）
- ・整備コンセプトおよび KPI の検討
- ・各施設のレイアウトおよびデザイン検討・与条件の確認及び調査
- ・せせらぎモール基本設計(整備後の管理運営及び利活用方策検討を含む)
- ・イメージパース作成（3枚程度想定）

2. せせらぎモール実施設計

2-1. せせらぎモール詳細設計

主な設計対象は駅南広場（せせらぎモール）（約 1500 m²）とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・与条件の確認及び調査
- ・実施設計の検討
- ・実施設計図の作成
- ・数量計算書の作成
- ・概算工事費の算出
- ・実施設計説明書の作成
- ・照査
- ・撤去設計

2 - 2. 水景施設検討および実施設計

主な設計対象は駅南広場（せせらぎモール）（約 1500 m²）内の水景施設とし、詳細な業務実施項目は以下とする。

- ・与条件の確認
- ・下水処理水活用方針の検討
- ・水景施設デザイン検討
- ・水景施設実施設計
- ・照査

2 - 3. 報告書とりまとめ

業務報告書の構成は以下を基本とする

- 報告書（A4 版ファイル綴じ製本） 各 3 部
- 電子媒体（CD 等データファイル） 各 3 部
- 図面（A3 版ファイル綴じ製本） 各 3 部
- 数量計算書 各 2 部
- 構造計算書 各 2 部
- その他、発注者・受注者の協議で必要とされるもの 1 式

3. 再整備に向けた合意形成支援

再整備に向けては多様な主体との対話・調整が必要である。関係機関調整が必要な項目の洗い出しを行った上で、関係機関との合意形成支援を行う。下記に想定調整先機関、想定協議回数を記載するが、発注者が必要と判断する場合、下記に記載の有無に関わらず、必要な回数を実施するものとする。協議回数が想定より著しく増える場合については、発注者とその対応について協議を行うこととする。また、調整が必要な項目については、調整先と合わせて整理を行うものとし、整備後の利活用のあり方についても検討を行う。

- ・鉄道事業者（協議回数 3 回）
- ・周辺地権者（協議回数 6 回）
- ・交通事業者（協議回数 4 回）
- ・いけだエアプラットフォーム（協議回数 2 回）

また上記関係者の一部と有識者により構成される「いけだまちなか活性化デザイン会議」の開催補助を行う。会議の開催回数は3回を想定している。

4. 打合せ

打合せ回数は、初回、中間5回、成果物納入時の7回を想定しているが、必要な回数を実施するものとする。

5. 測量調査

せせらぎモール実施設計に必要な基礎資料として測量を実施する。

- ・4級基準点測量 3点
- ・3級水準測量 0.5km
- ・路線測量 0.2km (P=10m、W=45m 以下)
- ・現地測量 (1/250) 0.0015k m²